

鳥取県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の住所及び名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	平成23年4月1日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	(株)キンタカふくしサービスセンター	米子市淀江町西原1188-5	平成24年2月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	平成23年4月1日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	(株)キンタカふくしサービスセンター	米子市淀江町西原1188-5	平成24年2月1日